

令和4年度保険税 モデルケース3 算定詳細

		改正後		各区分の計	改正前		各区分の計
医療給付費分	所得割	賦課総所得金額は所得額から市民税の基礎控除額を引いたもの 世帯主(70万円-43万円) 270,000円 × 5.7% = 15,390円 妻 0円 × 5.7% = 0円		35,300円 (100円未満切捨)	賦課総所得金額 270,000円 × 6.1% = 16,470円 0円 × 6.1% = 0円		55,400円 (100円未満切捨)
	資産割	均等割・平等割は5割軽減適用			50,000円 × 25.0% = 12,500円		
	均等割	10,000円 × 2人 = 20,000円			8,500円 × 2人 = 17,000円		
	平等割				9,500円		
後期高齢者 支援金分	所得割	世帯主 270,000円 × 2.5% = 6,750円 妻 0円 × 2.5% = 0円		20,700円 (100円未満切捨)	270,000円 × 2.5% = 6,750円 0円 × 2.5% = 0円		15,700円 (100円未満切捨)
	資産割				50,000円 × 2.0% = 1,000円		
	均等割	7,000円 × 2人 = 14,000円			2,500円 × 2人 = 5,000円		
	平等割				3,000円		
介護納付金分 40歳以上65歳未満 の方に賦課	所得割	世帯主と妻は67歳のため賦課されません		-	世帯主と妻は67歳のため賦課されません		-
	資産割						
	均等割						
	平等割						
保険税額		56,000円			71,100円		